

常務理事会規程

(構成)

第1条 定款第11条第2項に定める常務理事をもって構成する。

(目的)

第2条 本会の目的である事業を具体的に執行することを目的とする。

(職務)

第3条 常務理事会は次の職務を遂行する。

(1) 理事会から委任された会務運営の経常的な事項に関すること。

(2) 常務理事会において議決した事項は、3ヶ月に1回以上理事会に報告し、承認を得なければならぬ。

(議事録)

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、事務所に保管するものとするが、議事録は公開しない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(議事録署名人)

第5条 出席した会長、副会長は議事録に記名押印しなければならない。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。